

(公衆浴場を経営する皆様へ)

オストメイトを正しく理解して 公衆浴場への入浴について 適切な対応をお願いします

ストーマ(人工膀胱・人工肛門)を造設した方を「オストメイト」と呼びますが、外見では分かりづらい「障がい」であるため、社会的な理解が十分に進んでいない部分があり、様々な場面で生活のしづらさを抱えています。

宮崎県では、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」によるオストメイト対応トイレの設置の推進等の取組みにより、オストメイトの社会参加を推進しています。

オストメイトの公衆浴場への入浴については、**衛生的に管理されたストーマ用装具を適切に装着した状態で浴槽等に入浴することは、公衆浴場法施行条例で禁止されている浴槽内においてタオル等を使用させる行為には該当いたしません。**公衆浴場を経営する皆様におかれましては、オストメイトに関する正しい理解のもと、オストメイトが他の利用者と同様に入浴できるよう適切なご対応をいただきますようお願いいたします。

なお、このたび、公益社団法人日本オストミー協会宮崎県支部に「オストメイトの公衆浴場での入浴の手引き」を作成いただき、各市町村を通じてオストメイトの方への周知を行ったところですが、公衆浴場を経営される皆様にお適宜、ご活用いただきますようお願いいたします。

県内のオストメイトについて

県内に「直腸・膀胱機能障がい」として、身体障がい者手帳をお持ちの方は県内に約1,834人(平成25年3月末)いらっしゃいます。

ストーマ用装具について

ストーマ用装具については、市町村から給付されており、オストメイトの状態に合わせて様々な形状のものが市販されています。



ストーマ用装具を装着した状態



様々な形状のストーマ用装具



オストメイトへの正しい理解をお願いします！

【本パンフレットについて】
宮崎県障害福祉課地域生活支援担当
電話 0985-32-4468